（届出を要する産業廃棄物処理施設の変更）

第十二条の十　法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

二の二　令第七条第十号の二に掲げる施設にあつては、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法

二の三　（略）

三～六　（略）

（産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出）

第十二条の十一　（略）

2　前項の届出については、第五条の五第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物」と、同項第五号中「水銀処理物」とあるのは「廃水銀等を処分するために処理したもの（以下「廃水銀等処理物という。）」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

第十二条の十一の二　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に応じ、当該各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　（略）

二　令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場　前号イ、ロ及びニに掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類及び図面

イ～ハ　（略）

三　令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場　第一号イ、ロ及びニに掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類及び図面

イ・ロ　（略）

ハ　基準適合廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、基準適合廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

（廃棄物の輸入の許可の申請）

第十二条の十二の二十　法第十五条の四の五第一項の規定により廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状

三　当該廃棄物の数量（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量を含む。）

四～十二　（略）

2～4　（略）

（届出を要する産業廃棄物処理施設の変更）

第十二条の十　法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

（新設）

二の二　（略）

三～六　（略）

（産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出）

第十二条の十一　（略）

2　前項の届出については、第五条の五第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

第十二条の十一の二　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に応じ、当該各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　（略）

二　令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場　前号イ、ロ及びニに掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

三　令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場　第一号イ、ロ及びニに掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

（廃棄物の輸入の許可の申請）

第十二条の十二の二十　法第十五条の四の五第一項の規定により廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状

三　当該廃棄物の数量（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量を含む。）

四～十二　（略）

2～4　（略）